

産業廃棄物処理施設維持管理記録

2024 年 12 月度

(対象期間 2024年12月1日 ~ 2024年12月31日)

バイオマス焼却設備(利根川事業所)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,142.2
廃プラスチック類	504.6
紙くず	3.5
木くず	6.0
廃油	0.7
合計	2,657.0

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2023年1月5日	12月27日~1月5日 焼却炉止転整備
2023年8月28日	8月16日~8月28日 焼却設備止転整備
2024年1月8日	12月27日~1月8日 焼却炉止転整備
2024年8月28日	8月16日~8月28日 焼却設備止転整備

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,311.8
廃プラスチック類	836.7
紙くず	0.8
木くず	23.5
廃油	
合計	3,172.8

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年4月28日~30日	バグフィルター、炉内の清掃
2024年5月1日~2日	ボイラダストコンベア、炉内の清掃
2024年8月15日	吸収塔の清掃
2025年1月4日	吸収塔

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却設備(尼崎工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	1,678.7
廃プラスチック類	276.3
紙くず	
木くず	2.9
廃油	
合計	1,957.9

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年4月30日	
2024年5月3日	
2024年8月10日	
2024年12月31日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	2024年11月8日
(3)測定の結果の得られた年月日	2024年12月4日 ダイオキシン類12月20日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.01 (m ² N/h)	39.5	大防法
ばいじん	<0.003 (g/m ³ N) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	2 (mg/m ³ N) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	140 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.0016 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年9月11日、2024年11月7日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年10月17日、2024年11月18日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.03 (m ² N/h)	4.6	大防法
ばいじん	0.001 (g/m ³ N) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	1 (mg/m ³ N) ^{※1}	200	条例
窒素酸化物	95 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	180	条例
ダイオキシン類	0.0079 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年6月13日、2024年12月11日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年9月26日、2024年12月24日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	0.05 (m ³ N/h)	1.76	大防法
ばいじん	<0.001 (g/m ³ N) ^{※1}	0.08	大防法
塩化水素	5 (mg/m ³ N) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	70 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.013 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量